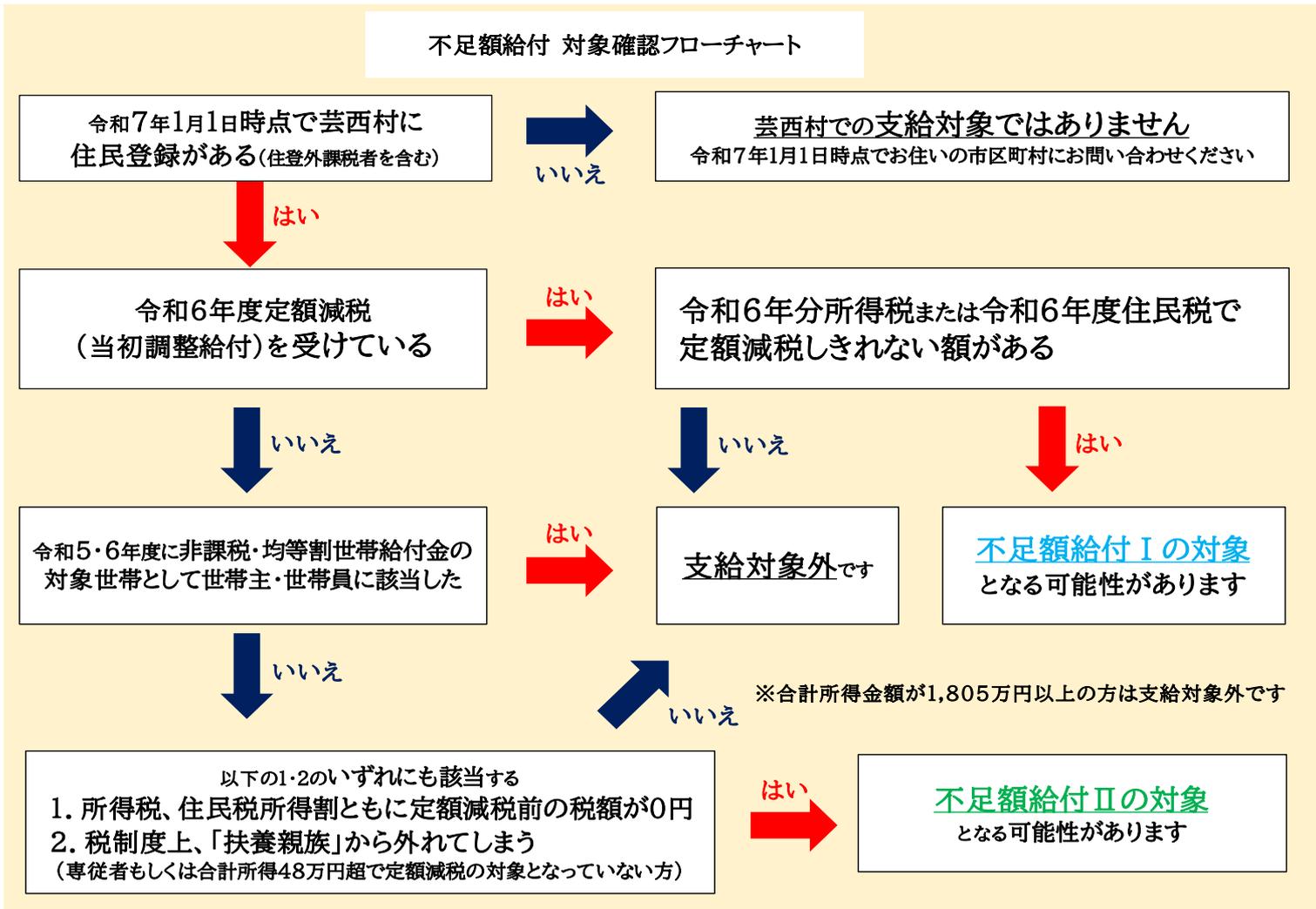


# 定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

令和6年度税制改正により、デフレ完全脱却のための措置として、所得税3万円、住民税1万円の合計4万円の定額減税が実施されました。定額減税補足給付金(不足額給付)は、令和6年度に実施した当初調整給付での支給額に不足が生じる方に対して支給される給付金です。

## 不足額給付 対象確認フローチャート



## 給付の方法

不足額給付 I・不足額給付 II の対象となる可能性がある方には、令和7年9月30日までに芸西村から「支給のお知らせ」もしくは「支給確認書」をお届けします。

- ・「支給のお知らせ」が届いた方は、内容をご確認ください。
- ・「支給確認書」が届いた方は、令和7年10月31日までに郵送または窓口にて申請してください。

※支給対象に該当すると思われる方で、令和7年9月30日までに支給確認書等が届かなかった方は、芸西村役場 総務課までお問い合わせください。

**!! 給付金事業をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください !!**

都道府県・市区町村から給付のために手数料の振込を求めたり、ATM などの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話や郵便物があつた場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問合せ先: 芸西村役場 総務課  
定額減税補足給付金(不足額給付)担当 山内  
☎ 0887-33-2111